



平成30年8月8日  
廃校サミット2018

千代田区立霧が岡小学校3年2組

8月8日 日直 分権進太郎

**廃校を利活用する時のお困りごとを解決！！**  
～地方の声で国の制度を変える**提案募集方式**～



内閣府 地方分権改革推進室

## まずは、みなさんの疑問から

なぜ内閣府地方分権改革推進室が廃校サミットに参加しているのか？関係ないのではないかな？

【今日のめあて】

廃校利用をする時にぶつかる法律面・制度面等での支障を取り除くことが出来るツールを、みなさんに知っていただく

**それが「地方分権改革の提案募集方式」です**

実は廃校利活用と地方分権は深い関係が・・・

1

## みなさん、こんな経験はありませんか？

- 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことが出来ない
- 国の制度で決まっているから、それは出来ないと言われている
- 法律にこれは明記されていないけど、実際にやってもいいのかわからない
- 役所に提出する資料が多いし、何に使われているかもわからない

**国で決めたことは「変えられない」は思い込み！**  
**現場のお困りごとは、実は解決できる可能性があります**

2

## たとえば、 空き公共施設の転用を可能にした背景には、 実はこんなことがありました

事例その1

<事例その1 秋田県大館市の保育園>



平成21年に閉所され、放置状態の公共施設(保育所)

- 少子化の影響により、使われなくなった保育所や学校などの空き公共施設が発生
- 一方、国の補助金が使われており、補助目的外の活用が難しかったため、他用途への有効活用が進まないことが課題に・・・

3

## その支障を、 こんな風にして解決しました

事例その1



地方分権改革により、平成20年に概ね10年を経過すれば、補助対象施設の転用は各府省の承認を要しない、補助金返還も不要に！  
※平成20年の補助金適正化法の適用見直し+平成24年の大館市の促進条例制定

保育所を比内地鶏加工会社の加工場に転用、地域の雇用と所得が拡大！  
→廃校についてもこのことをきっかけに利活用が可能に！

4

## 空き家をシェアハウスに転用したい時に、 こういうことが支障となりました

事例その2

地域の課題

戸建住宅をシェアハウスやグループホームとして活用する場合、**大幅な住宅改修や改修自体不可能な場合がある**



地域住民

シェアハウスやグループホームは建築基準法上寄宿舍になり、住宅とは基準が異なる

空き家を転用したいが改修が大変！

制度上の支障

寄宿舍と一般の住宅では、建築基準法に規定される階段寸法の基準が異なる



もう少しこの基準の差が縮まらないでしょうか？

地方

地域の課題を自治体が把握

地方から提案

5

## 空き家をシェアハウスに転用したい時に、 こういうことが支障となりました

事例その2

### 解決策

住宅を寄宿舍に転用することを想定し、寄宿舍・簡易宿所等の階層については以下のような構造とすることを可能とする



## 住民サービスの向上

●戸建ての空き家等を  
シェアハウスやグループホーム等に  
円滑に活用することが可能

地域資源の有効活用を促進し、  
地域の活性化に資する

少ない改修で転用できそう!

地方からの提案により制度を改善

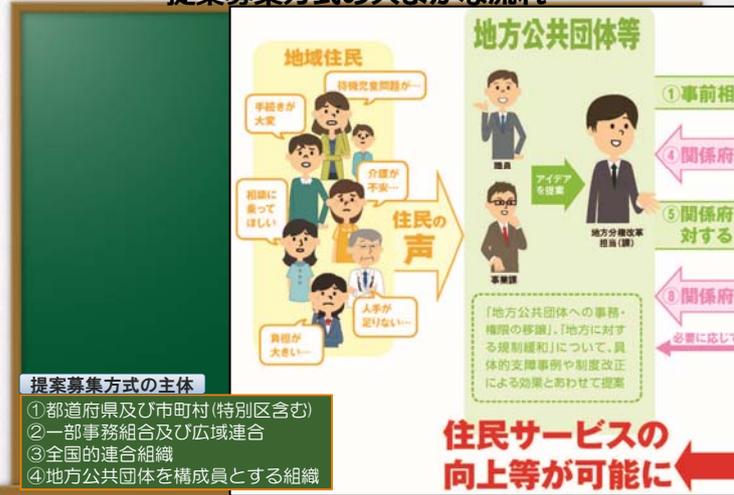
提案を実現し、  
地域の課題を解消

## 今日のポイント

### 地方分権改革・提案募集方式とは、

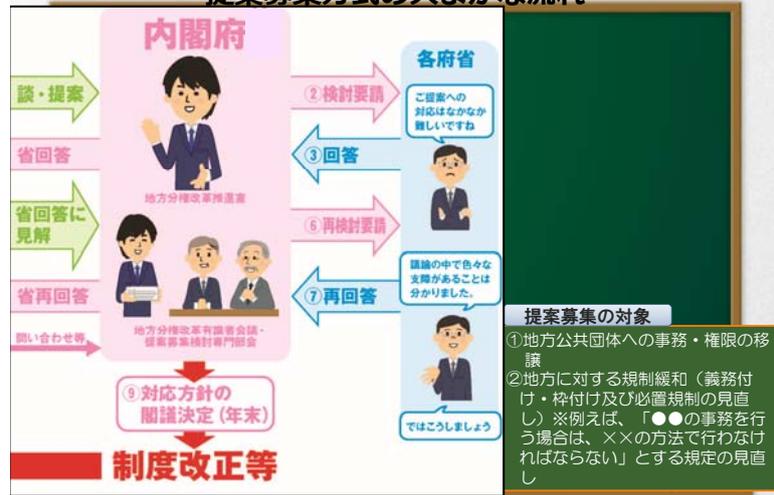
- 1 地方分権改革は、地域の課題を解決し、住民サービスを向上するため、地方の発意で国の制度等を変えることが出来る「**提案募集方式**」によって推進している。
- 2 「提案募集方式」を具体的に説明すると、
  - ①自治体が**地域が実際に直面する課題を発見し、**
  - ②その課題が**どの法律や制度等によって支障となっているか**をつきとめ、
  - ③**内閣府に法律・制度改善の提案を提出し、**
  - ④内閣府が**自治体に代わって各省庁と折衝すること、**によって、地方創生を実現する

## 提案募集方式の大まかな流れ



8-1

## 提案募集方式の大まかな流れ



8-2

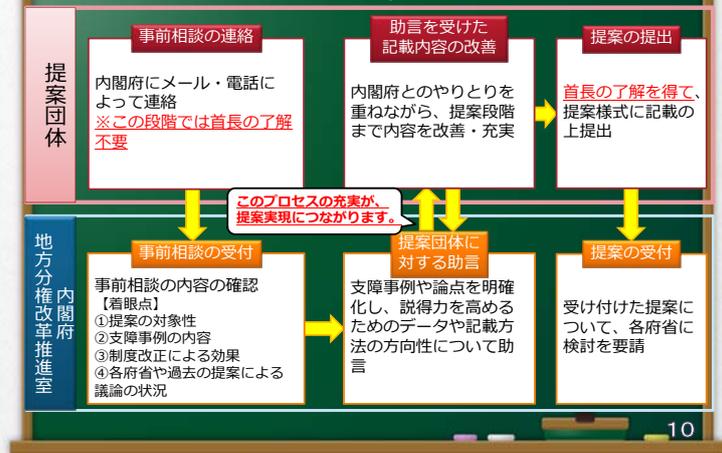
## 提案募集方式のスケジュール (H30年)

2月19日	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議
<b>2月20日</b>	<b>事前相談・提案受付開始</b>
5月15日	事前相談受付終了
<b>6月5日</b>	<b>提案受付終了</b>
6月8日	共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度）
6月下旬～ 7月上旬	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（重点事項の決定）、関係府省への検討要請
7月～10月	提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング
10月～	関係府省との調整
11月中下旬	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議
<b>12月中下旬</b>	<b>地方分権改革推進本部・閣議決定 （対応方針の決定、対応方針案の了承）</b>

これ以外でも、相談はいつでも受け付けています！

9

## 事前相談から提案までの流れ



10

## ここで、なぜ提案募集方式を行う必要があるか

### 戦後復興期

- 物資が不足し、貧しい国民生活の中、**国土・経済の立て直し**が最優先課題
- 国土・経済の基盤づくりを国が率先

### 高度成長期

- 人口増加、**経済成長**が進展
- 国が**グランドデザイン**を描き、全国的な観点から一定の基準・手続を定め、各地で**インフラ・産業**等が均衡的に発展

### 経済成熟期 (現在)

- 人口減少、**少子高齢化**による地域間格差
- 国が行う一律の行政が合わない地域も生じ、個性ある地域づくり、**地方創生**が課題

社会を構成する行政  
制度の整備が進んだ

社会が成熟期を迎え、  
国民ニーズが多様化

過去に作られた制度が今の時代環境に合っているか？ 11

## 提案募集方式の3つの特徴とは

### ★特徴1 地方に代わって内閣府が各省庁と折衝

地方からの提案は内閣府が責任をもって各省庁と折衝します！

### ★特徴2 提案実現率が高い

平成29年は、各省庁と折衝した案件のうち、89.9%を実現・対応しました！

### ★特徴3 提案作成までを内閣府で手厚く支援

内閣府が全国行脚し、自治体職員研修やワークショップを通じ、提案作成のノウハウなどをお伝えします！

12

## 提案を検討するための4つの支援ツールとは

提案募集の知恵と工夫（ノウハウ）が分かる

### 地方分権改革・提案募集方式ハンドブック

提案の検討方法や支障事例の考え方、事前相談や各府省との調整の過程等、地方が求める実践的なノウハウを幅広く掲載



住民の声や地域課題の把握に参考となる

### 地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集

提案募集方式により国の制度改正等が実現した提案について、各自治体における取組と住民サービスの向上等の成果をとりまとめ



過去の提案が調べやすくなる

### 提案募集方式データベース

これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理し、それぞれの提案状況を簡易検索できるシステムを構築

地方分権改革について気軽に学べる

### 地方分権改革e-ラーニング講座

地方分権改革の経緯・成果や提案募集方式について、いつでも、誰でも気軽に動画で学ぶことができるe-ラーニング講座。地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の有識者が講師となり、分かりやすく解説

13

## 提案募集方式に関心をもった方は

お気軽に内閣府地方分権改革推進室にご連絡ください。

### 【地方支援担当直通】

分権提案支援ダイヤル 03-3581-2484

ホームページ：<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>



分権室HPはこちら

14

## 「地域による地域のための」地方分権改革

～自分の住む地域を自分たちで暮らしやすくする～  
ご清聴ありがとうございました



15

## 【参考】気軽に学べる「地方分権改革e-ラーニング講座」

○簡単な登録で、いつでも・どこでも・どなたでも、パソコンやスマホ、タブレット等から地方分権改革の経緯・成果、提案募集方式を動画で理解することができます。

「地方創生カレッジ」eラーニング講座【講座番号129カテゴリー：基盤編・概論】



各ユニットの先生方



HPはこちら

### ユニット1 地方分権改革の考え方とこれまでの経緯 (30分)

神野 直彦 地方分権改革有識者会議 座長

### ユニット2 改革で実現した住民サービスの向上等の成果 (30分)

高橋 滋 提案募集検討専門部会 部会長

### ユニット3 地方の声で国の制度が変わる提案募集方式 (30分)

高橋 滋 提案募集検討専門部会 部会長

### ユニット4 今後の地方分権改革・提案募集方式の展望 (30分)

勢一 智子 提案募集検討専門部会 構成員

16